

バーゼル3の全体像

資本水準の引き上げ

普通株等Tier1比率、Tier1比率の最低水準を引き上げ

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスク・アセット}}$$

リスク捕捉の強化

カウンターパーティー・リスクの資本賦課計測方法の見直し

エクスポージャー積み上がりの抑制

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{ノン・リスクベースのエクスポージャー}}$$

資本の質の向上

- ① 普通株等Tier1に調整項目を適用
- ② Tier1、Tier2適格要件の厳格化

定量的な流動性規制(最低基準)を導入

- ① 流動性カバレッジ比率(ストレス時の預金流出等への対応力を強化)
- ② 安定調達比率(長期の運用資産に対応する長期・安定的な調達手段を確保)

プロシクリシティの緩和

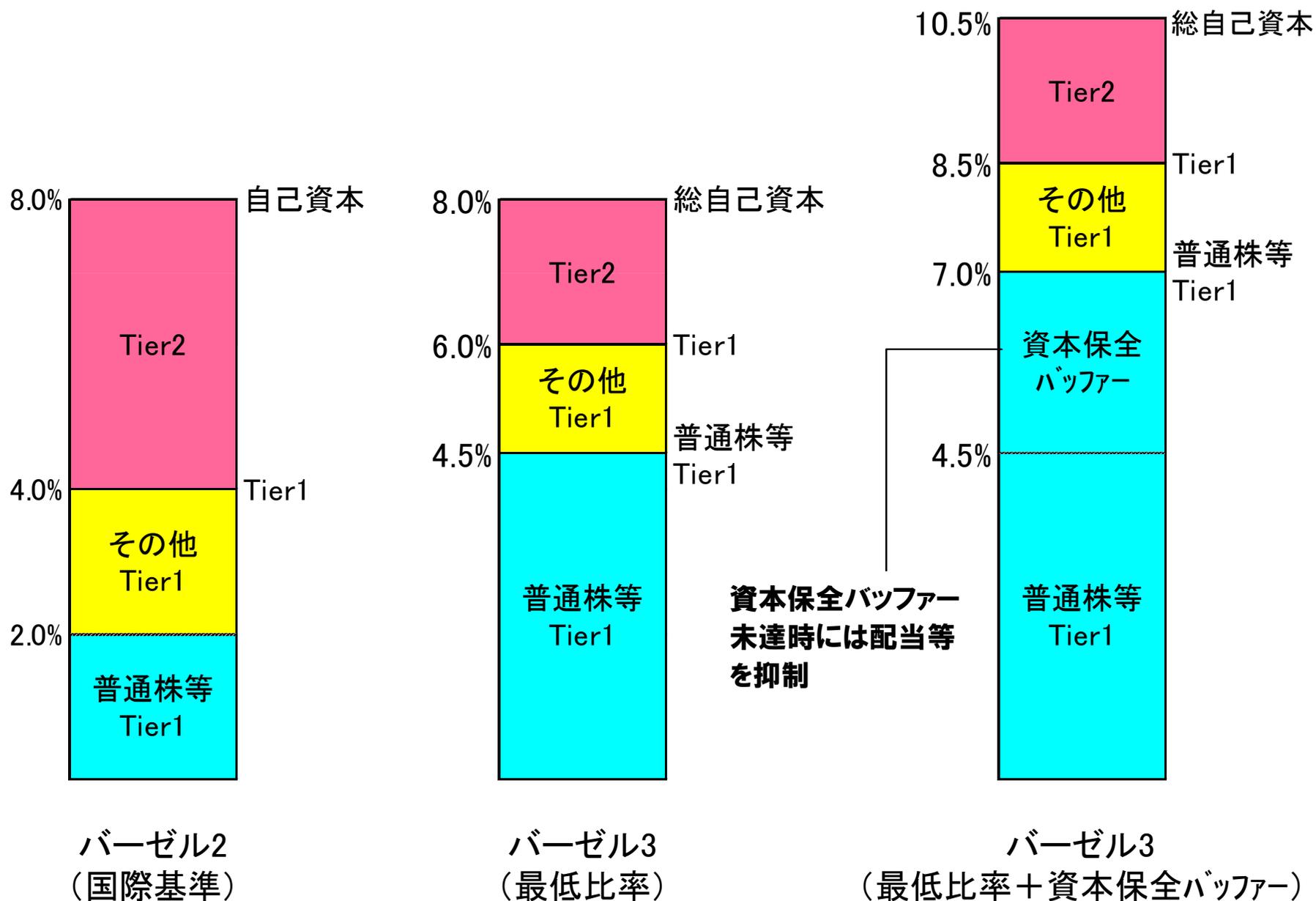
資本流出抑制策(資本バッファ<最低比率を上回る部分>の目標水準に達するまで配当・自社株買い・役員報酬等を抑制)など

システム上重要な銀行への追加措置

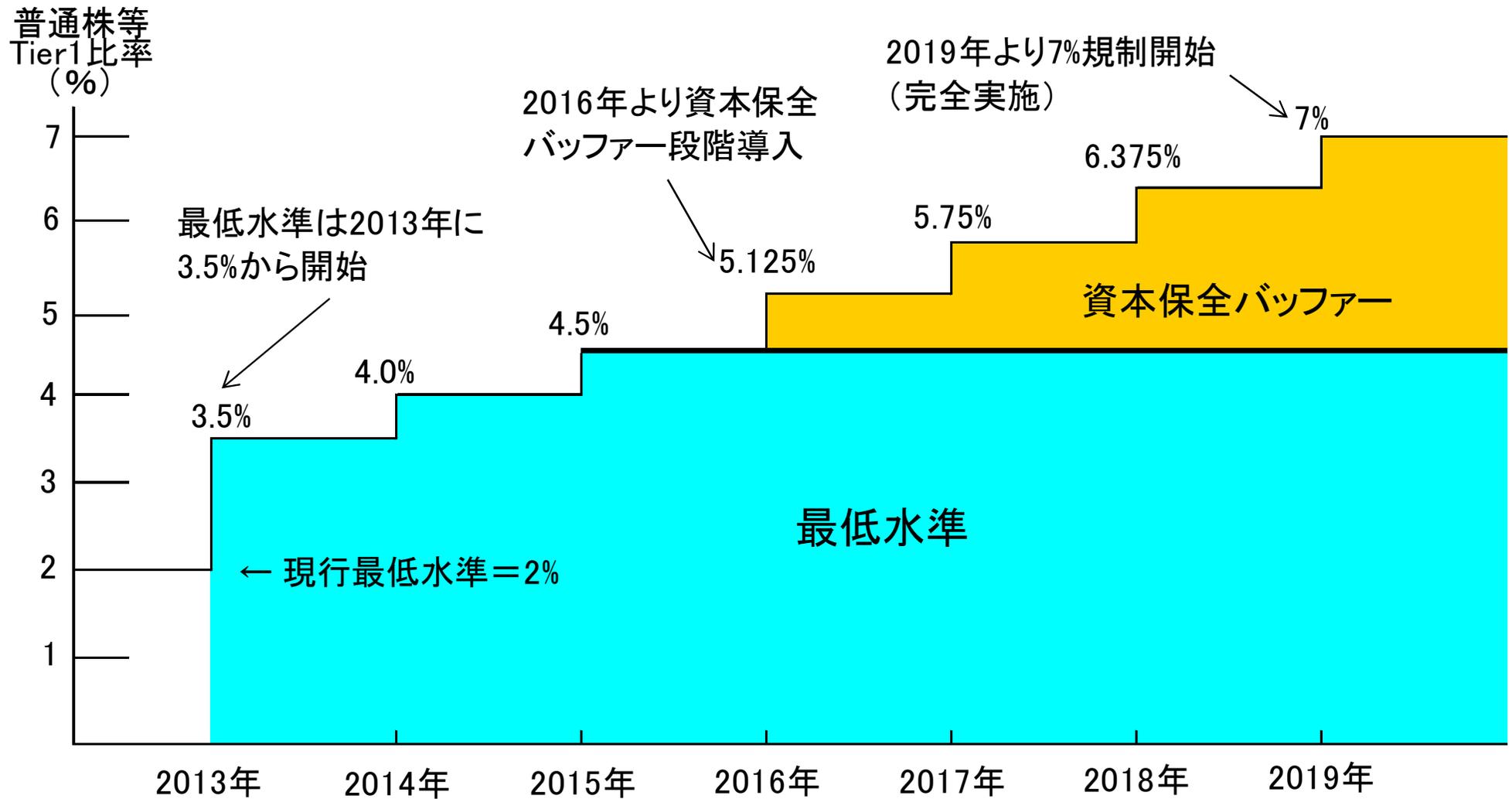
システム上重要な金融機関によってもたらされる外部性を減少させるような追加資本、流動性及びその他監督上の措置の必要性を検討

補完

バーゼル3における自己資本の量の強化



バーゼル3の段階適用



バーゼル3における調整(控除)項目の強化

		バーゼル2	バーゼル3
主な対象	のれん以外の無形資産	(控除対象外)	全額控除
	前払年金費用	(控除対象外)	全額控除
	連結外金融機関向け出資	下記を控除 ・国内預金取扱金融機関への意図的保有 ・関連会社向け出資	銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関について、 ①資本嵩上げ目的の持合 → 全額控除 ②普通株10%以下出資先 → 自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除 ③普通株10%超出資先 → (i)普通株について自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※、(ii)その他資本について全額控除
	繰延税金資産	主要行につき、Tier1の20%超相当分を控除	・繰越欠損金については全額控除 ・会計と税務の一時差異に基づくものは、自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※
被控除資本		Tier2	普通株等Tier1

(注) 普通株等Tier1に適用される控除項目は、2014年より20%ずつ段階的に適用。

※ 10%超出資先の普通株出資相当額と一時差異に係る繰延税金資産相当額は、本邦に該当のないモーゲージ・サービシング・ライツと併せて、自己の普通株等Tier1の最大15%までが控除対象外。